

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起と日は、  
休日には、  
翌日が当たる)

平成十年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目 次

◇告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正（経営指導課）

農業近代化推進資金の利子補給率等の一部改正（〃）

中山間地域活性化資金の利子補給率等の一部改正（〃）

漁業近代化資金の利子補給率の一部改正（水産課）

漁業經營維持安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）

漁業經營安定資金の利子補給率等の一部改正（〃）

## 告 示

### 鳥取県告示第六百八十三号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十七号（農業近代化資金の利子補給率について）の

一部を次のように改正する。

平成十年十月二十二日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成十年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「一・七パーセント」を「一・一パーセント」に、「〇・五五パーセント」を「〇・六パーセント」に改める。

### 鳥取県告示第六百八十五号

平成八年四月鳥取県告示第二百四十九号（中山間地域活性化資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十年十月二十二日前に、鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年二月二月鳥取県規則第五十八号）第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十年十月二十二日前に、鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

平成八年四月鳥取県告示第二百四十八号（農業近代化推進資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表の備考以外の部分を次のように改める。

		中山間地域活性化資金の種類等		貸付利率		利子補給率	
		1 大企 業以外 の者に 貸し付 ける場 合	2 大企業に貸し付ける場合	1 大企 業以外 の者に 貸し付 ける場 合	2 大企業に貸し付ける場合	1 大企 業以外 の者に 貸し付 ける場 合	2 大企業に貸し付ける場合
三 生活環境施設整備資金		金 額	二 保 健 機能増 進施設 整備資 金	一 大企 業 の者に 貸し付 ける場 合	口 超 え る 部 分	一 大企 業 の者に 貸し付 ける場 合	口 超 え る 部 分
年一一 パーセント以内	年一・七 パーセント以内	年一・六 パーセント以内	年一・九五 パーセント以内	年一・八五 パーセント以内	年〇・九五 パーセント	年〇・四五 パーセント	年〇・五 パーセント
年一・一 パーセント	年〇・六 パーセント	年〇・七 パーセント	年一・二 パーセント	年〇・七五 パーセント	年〇・三五 パーセント	年〇・三五 パーセント	年〇・五 パーセント
年〇・七五 パーセント	年〇・七五 パーセント	年〇・一五 パーセント	年〇・二五 パーセント	年〇・一五 パーセント	年〇・一五 パーセント	年〇・一五 パーセント	年〇・一五 パーセント

平成十年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百八十六号

平成八年四月鳥取県告示第二百五十号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一  
部を次のように改正する。平成十年十月二十二日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例  
による。

表の一の項及び二の項中「一・一パーセント」を「一・二パーセント」に、「〇・九  
パーセント」を「一・〇パーセント」に改め、同表の三の項中「〇・九五パーセント」  
を「一・〇五パーセント」に、「〇・七五パーセント」を「〇・八五パーセント」に改  
め、同表の四の項中及び五の項中「一・一パーセント」を「一・二パーセント」に、  
「〇・九パーセント」を「一・〇パーセント」に、「〇・三五パーセント」を「〇・七  
五パーセント」に改め、同表の六の項及び七の項中「一・一パーセント」を「一・二パ  
ーセント」に、「〇・九パーセント」を「一・〇パーセント」に改め、同表の八の項中  
「一・一パーセント」を「一・二パーセント」に、「〇・三五パーセント」を「〇・七  
五パーセント」に改め、同表の九の項中「一・一パーセント」を「一・二パーセント」  
に、「〇・九パーセント」を「一・〇パーセント」に、「〇・三五パーセント」を「〇・  
七五パーセント」に改める。

鳥取県告示第六百八十七号

平成八年四月鳥取県告示第二百五一号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等につ  
いて）の一部を次のように改正する。

平成十年十月二十二日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従

前の例による。

平成十年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中「一・七ペーセント」を「一・一ペーセント」に、「一・一ペーセント」を「一・二ペーセント」に改める。

#### 鳥取県告示第六百八十八号

平成八年四月鳥取県告示第一百五十二号（漁業經營安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。

平成十年十月二十二日前に貸し付けられた漁業經營安定資金については、なお従前の例による。

平成十年十月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一の表及び二の表中「一・二ペーセント」を「一・六ペーセント」に、「〇・六ペーセント」を「〇・七ペーセント」に改める。